

古河市都市計画マスタープラン

2019~2035



古 河 市

平成31年3月策定 令和6年3月一部改訂

はじめに

前マスタープランは平成 22 年に、合併前の旧 3 市町のまちづくりを尊重しつつ、実効性のある新たな都市計画の基本的な方針として策定されました。その後、計画に基づき施策や事業を進めてまいりましたが、人口減少・少子高齢化の進展や都市の低密度化に伴う都市機能の低下など、様々な課題が浮き彫りになってきております。また、全国的に都市の拡大からコンパクト化への転換が求められる中で、国の政策としても平成 26 年に立地適正化計画制度が創設されました。



一方、圏央道の県内全区間開通や古河名崎工業団地の稼働により、本市はかつてない飛躍的な発展の契機を迎えています。

このようなことから、都市経営の全体構造を見直し、本市の特性にあわせたコンパクトシティの形成を目指すため、都市計画マスタープランの改定とともに、立地適正化計画を策定いたします。

新しく掲げる「にぎわい・安らぎのある拠点形成と安全な暮らしの実現」に向け市民の皆様と一体となって取り組んでまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、今回の改定及び策定に際しまして、市民アンケート等により貴重なご意見を頂きました市民の皆様、筑波大学システム情報系社会工学域教授谷口先生をはじめ策定懇談会の委員の皆様、都市計画審議会の委員の皆様に対しては、心から感謝申し上げます。

平成 31 年 3 月

古河市長 針 谷 力

目 次

序 章 計画の概要

1 計画見直しの背景	2
2 計画の概要	3
(1) 都市計画マスタープランの位置づけ	3
(2) 目標年次及び推計人口	3
(3) 対象区域	4
(4) 計画の構成	4

第1章 古河市の概況

1 本市を取り巻く概況	6
(1) 概況	6
(2) 人口・世帯	7
(3) 土地利用	11
(4) 交通	14
(5) 産業	17
(6) 公園・緑地	19
(7) 下水道・河川	20
(8) 防災・防犯・交通安全	21
(9) 財政	23
(10) 地域資源	25
2 広域的状況の変化	26
(1) 周辺地域の構造	26
(2) 周辺地域の人口.....	28
3 本市が抱える都市づくりの主要課題	30
(1) 人口動向	30
(2) 土地利用	30
(3) 交通環境	31
(4) 都市環境（景観・安全安心・都市機能）	31

第2章 都市の将来像

1 総合計画が掲げる将来像	34
(1) 総合計画が掲げる“めざすまち”の姿	34
(2) 総合計画が掲げる“めざすまち”の基本方向.....	34

2 都市計画が目指すまちづくりの方針	35
(1) 都市計画として目指すまちづくりの方針	35
(2) 目指すべき都市の骨格構造	36

第3章 全体構想（部門別方針）

1 土地利用の基本方針	40
(1) 基本方針	40
(2) 施策の方向性	40
2 交通体系の基本方針	48
(1) 基本方針	48
(2) 施策の方向性	48
3 環境の基本方針	53
(1) 基本方針	53
(2) 施策の方向性	53
4 都市防災の基本方針	56
(1) 基本方針	56
(2) 施策の方向性	56
5 景観形成の基本方針	58
(1) 基本方針	58
(2) 施策の方向性	58

第4章 地区別構想

1 古河地区	62
(1) 地区の現況	62
(2) 地区の主要課題	65
(3) 地区の将来像	66
(4) 施策の方向性	66
2 総和地区	70
(1) 地区の現況	70
(2) 地区の主要課題	73
(3) 地区の将来像	74
(4) 施策の方向性	74

3 三和地区	78
(1) 地区の現況	78
(2) 地区の主要課題	81
(3) 地区の将来像	82
(4) 施策の方向性	82

第5章 実現化方策

1 計画推進に向けた施策展開の方向性	88
2 協働型のまちづくり	90
3 計画の進行管理	92

参考資料

1 用語解説	94
2 策定までの経緯	98

序 章

計画の概要

- 1 計画見直しの背景
- 2 計画の概要

序章 計画の概要

1 計画見直しの背景

本市では、平成 22 年度に第一次古河市総合計画に即して「古河市都市計画マスタープラン」（目標年次：平成 43 年（2031 年）、中間年次：平成 33 年（2021 年））を策定し、これに基づいて様々な都市づくり施策を展開してきましたが、計画策定以降、本市を取り巻く状況は大きな変化をみせています。全国的な人口減少・少子高齢社会の到来、都市の低密度の進展、またそれらに伴い都市機能の低下、行財政運営の逼迫、人口の流出、地域コミュニティの崩壊などの様々な課題が生じています。都市計画に求められる役割や位置づけも、従来の成長・拡大型から新たな時代に対応する成熟・集約型への転換が求められています。

そのような中、国においては平成 26 年 8 月に「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が施行され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクト・プラス・ネットワークを基軸においたまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設されました。

本市の特性に合わせたコンパクト・プラス・ネットワークの形成を推進するために、立地適正化計画の策定と都市計画マスタープランの見直しが求められています。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災、本市も罹災した平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨などにより、地域コミュニティの重要性、新たなエネルギー環境のあり方、都市防災などへの関心が高まっています。将来にわたって安心・安全に住み続けられることを目指し、市の最上位計画である「第 2 次古河市総合計画（平成 28 年 3 月策定）」と「古河市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 28 年 3 月）」が策定され、それに伴い各分野別計画の改定も進んでいます。本計画の上位計画である都市計画区域の基本方針を定める「古河都市計画区域マスタープラン（平成 28 年 5 月）」の見直しも行われました。

前計画の目標年次は中間年次が平成 33 年（2021 年）に設定されていますが、社会情勢や市民意識の変化、国のコンパクト・プラス・ネットワークの推進、市の上位計画の見直しなどに鑑み、都市計画マスタープランを改定することとします。

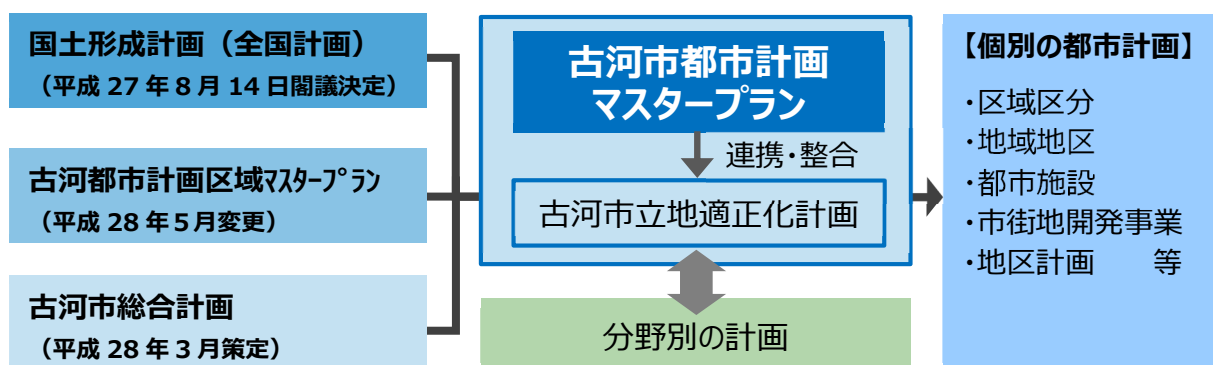
2 計画の概要

(1) 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に基づいて市町村が定める、市町村の都市計画の基本的な方針であり、以下のような役割を担っています。

- 中長期的な視点に立った都市の将来像を基本構想に即して明確にすること。
- 具体的な都市計画や事業計画の決定・変更の指針となること。
- まちづくりに係る個別計画相互の調整を図ること。
- 住民の都市計画に対する理解とまちづくりへの主体的な取組みを促すこと。

■ 古河市都市計画マスタープランと諸計画との関係



(2) 目標年次及び推計人口

本計画の目標年次については、上位計画となる『古河都市計画区域マスタープラン』、『古河市総合計画』及び『古河市まち・ひと・しごと創生総合戦略』を踏まえ、目標年次を平成 47 年（2035 年）とします。

なお、目標年次の推計人口は約 11 万 7 千人となります。

本計画は、定期的に評価を行っていくとともに、社会情勢や市の状況の変化等を勘案して、見直しを図っていくこととします。また、まちづくりは長期的展望をもって継続的に進める必要があることから、本計画では、目標年次を超える中長期的な方針等についても含んだ内容とします。

(3) 対象区域

市域の一体的なまちづくりを進めるため、古河都市計画区域に指定されている市域全体を計画の対象とします。



(4) 計画の構成

都市計画マスタープランは、市が目指すべき将来の姿を示す「都市の将来像」、市全体の部門ごとのまちづくりの方針を定める「全体構想（部門別方針）」、地区・拠点づくりの方針を定める「地区別構想」及びまちづくりの実現に向けた「実現化方策」で構成します。

■古河市都市計画マスタープランの構成

